

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
法 務 ・ 法 人 局
法 制 文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1358

目 次 ページ

告 示

○危険薬物の指定..... (医務薬務課) 1

告 示

北海道告示第534号

北海道危険薬物の使用等の規制等に関する条例（平成27年北海道条例第39号）第5条第1項の規定により、次のとおり危険薬物を指定し、平成28年8月25日から施行する。

平成28年8月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

危険薬物として指定する物

- 1 エチル＝2－〔1－（4－フルオロベンジル）－1 H－インダゾール－3－カルボキサミド〕－3－メチルブタノアート及びその塩類
 - 2 N－（1－アミノ－1－オキソ－3－フェニルプロパン－2－イル）－1－（シクロヘキシルメチル）－1 H－インダゾール－3－カルボキサミド及びその塩類
 - 3 3－メトキシ－2－（メチルアミノ）－1－（4－メチルフェニル）プロパン－1－オン及びその塩類
-